

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等)</p> <p>第450条 上場内国会社は、上場内国株券の投資単位が50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和5年10月30日から施行する。</p>	<p>(望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等)</p> <p>第450条 上場内国会社は、上場内国株券の投資単位が<u>5万円以上</u>50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努めなければならない。</p>